

川口市小規模事業者登録制度 申請の手引き

【小規模事業者登録制度の概要】

川口市が発注する100万円以下の小規模な工事や修繕の契約について、小規模事業者のみなさまを対象として、「小規模事業者登録制度」を設けております。以下の簡単なお手続きで登録が可能です。業務委託、物品の売買等はこの制度の対象とはなりません。

【登録できる方】

川口市内に主たる事業所を有する方（法人・個人は問いませんが、他の市町村に本社・本店がある場合や、川口市外に事業所があり自宅だけが市内にある場合等は、登録できません。）

ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません

- (1) 心身の機能の障害により、契約を適正に履行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (3) 川口市入札（見積）参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿（工事、物品）に登録されている方
- (4) 登録しようとする業務が資格・許可等が必要な場合において、当該資格・許可等を有していない方
- (5) 川口市暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第52号）第2条に該当する方
- (6) 市民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税、事業所税、軽自動車税、及び国民健康保険税（個人事業者のみ）、その他本市が保有する債権において未納のある方

【申請方法及び提出書類】

登録を希望される方は、申請する内容が一般に公開されることを了解のうえで、川口市ホームページからオンライン申請を行うか、又は次の書類を提出してください。

提出は契約課工事契約係（第一本庁舎4階）へ直接持参、又は郵送して下さい。「〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所契約課工事契約係 小規模事業者担当」。なお、持参する場合は代表者本人が記載内容を説明できる方がお越しく下さい。

【提出書類】… 契約課窓口で配布するほか、契約課ホームページでも公開しています。

- (1) 提出書類チェック表 … このチェック表を表紙にして（2）から（6）の書類をホチキス留めし提出して下さい。（7）は別途提出。
- (2) 申請書 2ページの記載例を参考のうえ作成して下さい。
- (3) 業種登録書 3ページの記載例、4ページの業種表を参考のうえ作成して下さい。
- (4) 申請する業務を行うにあたり必要な資格・許可等の写し（許可が必要な業務を申請する場合）
また、許可等が不要な業種であっても、業務上有用な資格・許可等をお持ちであれば、その写しをご提出下さい。名簿にその旨を記載いたします。
- (5) 市税納付状況調査等同意書 市税及び本市が保有する債権の納付状況を確認する際の同意書です。未納が確認された場合は小規模事業者登録名簿に登録できません。
- (6) 誓約書 暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際に誠実に応じることの「誓約書」です。
- (7) 債権債務者登録申請書 登録がお済みでない場合は別途提出して下さい。



【申請書記載例】

様式第1号

川口市小規模事業者登録申請書

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長
私は、この申請書の内容が一般に公開されることを、了解したうえで、川口市小規模事業者登録の登録を申請いたします。

住所又は所在地	〒 330-0000 川口市 〇〇町1-1-1 方書 (建物名・部屋番号等) □□ビル3階
フリガナ 商号又は名称	マルマル 株式会社〇〇
代表者職名	代表取締役 個人事業主の方も代表者職名を記入してください。 (例: 代表者、代表)
フリガナ 代表者氏名	マルマル タロウ 〇〇 太郎
法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 (法人番号: 1234567890***) 該当する方にチェックをして、右側も記入してください。 <input type="checkbox"/> 個人 (代表者の住所:) (代表者の生年月日: 年 月 日)
申請担当者 (代表者と同一の場合は記入不要)	氏名 連絡先 〇〇 花子 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電話番号 (日中に御連絡がとれる番号をご記入下さい)	固定電話 048-〇〇〇-△△△△ 携帯電話 090-〇〇〇〇-△△△△
FAX番号	048-〇〇〇-□□□□
電子メール	<u>marumaru @ ****.ne.jp</u>
債権者登録 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	有の場合は債権者番号を記入してください。 過去に債権者登録をしている場合は、 債権者番号を記入してください。 01001234XX

※債権者登録がお済みでない場合は、申請書とともに「債権債務者登録申請書」を提出して下さい。



【業種登録書記載例】

4ページの業種表を参考に、大分類（1～20）の中から申請を希望する業種を最大5業種まで選択し番号を記入してください。大分類で選択した業種については、小分類の中から施工可能な全ての業務のアルファベットを記入してください。

川口市小規模事業者登録申請 業種登録書

令和 年 月 日

(1) 登録を申請する業務の種類（別表の大分類で5業種以内）

* 商号又は名称		株式会社〇〇														
1	* 業種大分類	1	* 業種小分類	A	B											建設業の許可 有・無
	資格等															
2	* 業種大分類	6	* 業種小分類	D	F											建設業の許可 有・無
	資格等	電気	工事	士	(第1種)											
3	* 業種大分類	14	* 業種小分類	A	B	C	D	E	F	G	H	I				建設業の許可 有・無
	資格等															
4	* 業種大分類		* 業種小分類													建設業の許可 有・無
	資格等															
5	* 業種大分類		* 業種小分類													建設業の許可 有・無
	資格等															

申請業種の建設業許可の有無を記入して下さい。「有」の場合は建設業許可証の写しを添付して下さい。

この場合、「大工」工事のうち「大工工事」、「型枠工事」を申請していることになります。

業務を行うにあたり必要な資格、その他資格をお持ちの場合、「資格等」欄に記入して下さい。

(2) その他PR事項（50字以内）

川	口	で	〇	〇	年	営	業	を	続	け	て	お	り	ま	す	。	お	電	話	を	い	た	だ	け	ら	ば	、	そ	の	日	の	う	ち	に	現	場	に	伺	い	、	お	見	積	い	た	し	ま	す	。
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

*の欄は必ず記入してください。



◇川口市小規模事業者登録制度 業種表◇

1 大工		7 管		14 内装仕上		19 消防施設			
小分類	A	大工工事	小分類	A	冷暖房設備工事	小分類	A	屋内消火栓設置工事 ※	
	B	型枠工事		B	冷凍冷蔵設備工事		B	スプリンクラー設置工事 ※	
	C	造作工事		C	給排水・給湯設備工事		C	消火設備工事 ※	
	D	その他		D	厨房設備工事		D	屋外消火栓設置工事 ※	
2 左官		小分類	E	衛生設備工事	小分類	E	動力消防ポンプ設置工事 ※		
A	左官工事		F	浄化槽工事 ※		F	火災報知設備工事 ※		
B	モルタル工事		G	水洗便所設備工事		G	漏電火災警報器設置工事 ※		
C	モルタル防水工事		H	ダクト工事		H	非常警報設備工事 ※		
D	吹付け工事	I	その他	I	避難・救助・排煙設備設置工事 ※				
E	とぎ出し工事	8 タイル・レンガ・ブロック		15 機械器具設置		J	その他		
F	洗い出し工事	小分類	A	コンクリートブロック積み(張り)工事	小分類	A	給排気機器設置工事		
G	その他		B	レンガ積み(張り)工事		B	その他		
3 とび・土工・コンクリート			C	タイル張り工事	16 電気通信		小分類	A	その他
A	とび工事		D	その他	A	有線電気通信設備工事 ※			
B	足場等仮設工事	9 鉄筋		B	無線電気通信設備工事				
C	鉄骨組立て工事	A	鉄筋加工組立て工事	C	放送機械設置工事				
D	コンクリート修繕工事	B	その他	D	データ通信設備工事 ※				
E	道路付属物設置工事	10 板金		E	その他				
F	ネットフェンス・門扉・公園遊具等工事	小分類	A	板金加工取付け工事	17 造園				
G	その他		B	建築板金工事	A	植栽工事			
4 石			C	その他	B	景石工事			
小分類	A	石積み(張り)工事	11 ガラス		小分類	C	公園設備工事		
	B	コンクリートブロック(張り)工事	A	ガラス加工取付け工事		D	広場工事		
	C	その他	B	その他		E	水景工事		
5 屋根		12 塗装		F		その他			
小分類	A	屋根ふき工事	小分類	A		塗装工事	18 建具		
	B	その他		B		路面表示工事	A	金属製建具取付け工事	
6 電気 ※		C		その他	13 防水		B	サッシ取付け工事	
小分類	A	発電設備工事 ※	小分類	A	アスファルト防水工事	小分類	C	金属製カーテンウォール取付け工事	
	B	引込線工事 ※		B	モルタル防水工事		D	シャッター取付け工事	
	C	構内電機設備工事 ※		C	シーリング工事		E	自動ドア取付け工事	
	D	照明設備工事 ※		D	シート防水工事		F	木製建具取付け工事	
	E	ネオン装置工事 ※		E	その他		G	ふすま工事	
	F	その他 ※					H	その他	

※ これらの小分類工事を希望する場合は、その工事を行う上で必要となる資格等の写しを添付してください。

